

自由通路の必要有効幅員の考え方

過年度報告書より快適な運用形態を考慮した場合の有効幅員（歩行者専用道路）

- ① 自由通路の延長が 100m 超となる、2 面 2 線駅などの一般的な自由通路延長（20～30m 程度）の 3～4 倍の長さがある。
- ② 類似の延長を持つ自由通路の幅員は、5.0～6.0m 程度確保されている
- ③ 緊急災害時の避難経路としての機能も確保する必要がある。
- ④ 南側に観光バスの乗降場を設置することからスーツケースやキャリーバッグ等の大型の荷物を持った通行者等を考慮する必要がある。

したがって、当該自由通路の有効幅員は運用形態重視を考慮した以下の幅員の考え方（道路の移動等円滑化整備ガイドラインより）に基づいて決定する。

車椅子利用者往復（ $1.0 \times 2 = 2.0\text{m}$ ）＋大型手荷物歩行者往復（ $1.0 \times 2 = 2.0\text{m}$ ）
 ＋一般歩行者往復（ $0.75 \times 2 = 1.5\text{m}$ ）＋手摺等設置の側方余裕幅（ $0.25 \times 2 = 0.5\text{m}$ ）
 を合計すると図-4 に示すとおり、6.0m の幅員が必要になる。

なお、自由通路は歩行者専用（車椅子は可）として、自転車については他市の事例より歩行者通行の安全や管理上に問題があるため通行させないものと考えている。

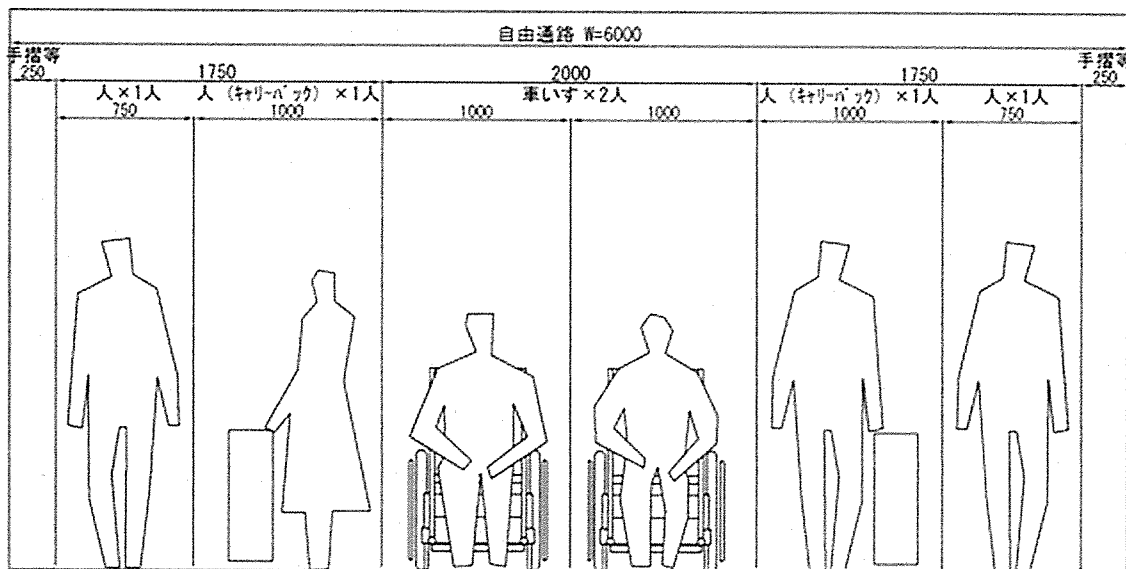


図-4 当該自由通路の有効幅員の考え方

【参考】近隣自治体の自由通路の幅員⇒倉吉 6.0m、浜田 5.0m

以上より、自由通路の必要有効幅員は 6.0m とする。